

国民年金

第1号被保険者の独自給付

寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受け取ることなく死亡した場合に、夫に生計を維持され、10年以上の婚姻関係があった妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。年金額は、夫の第1号被保険者期間について計算した老齢基礎年金額の4分の3です。

付加年金

第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料の他に、月額400円の付加保険料を納付すると、老齢基礎年金を受け取る際に、基本額に上乗せして支給されます。上乗せされる年金額は200円×付加保険料納付月数です。

死亡一時金

死亡月の前月までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）期間について保険料納付済み期間に合算した月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金または障がい基礎年金のいずれも受けないで死亡し、遺族も遺族基礎年金を受けられないときに、その遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順に先順位）で

保険料納付済み期間	支給額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

あつて、死亡したときに生計を同一にしていた方に支給されます。ただし、寡婦年金を受給する場合は支給されません

※付加保険料を36月以上納めていたときは、さらに8,500円が加算されます。

短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済み期間が6ヶ月以上あり、年金を受け取ることが出来ない日本国籍を有していない外国人の方が、被保険者の資格を喪失して日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば保険料納付済み期間に応じて、脱退一時金が支給されます。

保険料納付済み期間	支給額
6ヶ月以上12ヶ月未満	45,300円
12ヶ月以上18ヶ月未満	90,600円
18ヶ月以上24ヶ月未満	135,900円
24ヶ月以上30ヶ月未満	181,200円
30ヶ月以上36ヶ月未満	226,500円
36ヶ月以上	271,800円

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係

☎(56) 9134

宇都宮西年金事務所

☎0228(622)4222

平成21年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、市町村長等は、毎年度、「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告し、かつ住民のみなさんに公表することが義務付けられました。

「健全化判断比率」とは、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率の4つの指標からなり、それぞれの比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」（④将来負担比率は「財政再生段階」なし）の3つに区分されます。

「資金不足比率」とは、水道事業など公営企業に係る会計ごとに算定する指標で、「健全段階」「経営健全化段階」の2つに区分されます。

本町の平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

▼問い合わせ先=企画課 財政係 ☎(56)9119

《健全化判断比率》

(単位:%)

指標の種類	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成21年度 上三川町	-	-	7.9	36.2
早期健全化基準	14.12	19.12	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※実質赤字比率・連結実質赤字比率は、赤字額がないため、「-」で表示しています。

【結果】健全段階に該当しています。

《資金不足比率》

(単位:%)

会計名	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
平成21年度 上三川町	-	-	-
経営健全化基準	20.00		

※資金不足比率は、資金不足額がないため、「-」で表示しています。

【結果】健全段階に該当しています。

自動交付機に関するお知らせ

利用時間を延長します

10月4日(月)から、役場玄関ロビーに設置してあります、証明書自動交付機の利用時間を次のとおり延長します。

▼利用時間Ⅱ平日の午前8時15分～午後6時30分

(土・日・祝日はこれまでどおり午前8時30分～午後5時)

▼交付できる証明Ⅱ印鑑証明書、住民票の写し

(住民票の写しは、同じ世帯の方のものであれば交付できません)

暗証番号の間違いに注意を

暗証番号を3回間違えるとカードが回収されますので、ご注意ください。

暗証番号の確認方法

平日の午前8時30分～午後5時15分(木曜日は午後7時)の間に住民生活課窓口へ申し出ていただく。



▼問い合わせ先Ⅱ

住民生活課 総合窓口係

☎(56) 9125

▼確認に必要なものⅡ印鑑登録証と顔写真付き身分証明書(運転免許証・パスポート・住基カードなど)

右記証明書がない場合は、文書(郵送)による回答となります。

※暗証番号は、ご本人以外にはお教えすることができませんので、必ずご本人が窓口にお出でくださるようお願いいたします。

11月6日(土)は自動交付機を停止します

11月6日(土)は庁舎内電源設備点検のため、住民票・印鑑登録証明書自動交付機を停止しますのでご理解とご協力をお願いいたします。

住民票と印鑑登録証明書が必要な方は、お早めにご利用ください。なお、11月7日(日)はご利用できません。

宝くじ助成事業で「コミュニティ備品を整備

「コミュニティ組織の健全な発展を図るため、石田コミュニティ推進協議会及び明治コミュニティ推進協議会が宝くじ助成金による備品の整備を行いました。これらの備品は「コミュニティ祭りや各種事業などのコミュニティ活動の推進に活用しています。」

整備備品

石田コミュニティ推進協議会
・祭り半天(大人用・子供用)・屋外アンプスピーカー! DVDプレーヤー等
明治コミュニティ推進協議会
・大型屋外アンプ・屋外テント・わた莫子機 かき氷機・ポップコーン機 鯛焼き機等



宝くじ助成事業とは

財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民の行う自主的なコミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うものです。

宝くじ助成事業で整備された備品には、右記のステッカーが表示されています。

▼問い合わせ先Ⅱ

総務課 自治行政係

☎(56) 9116



宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

10月18日から24日は行政相談週間

10月18日(月)から24日(日)までは、行政相談週間です。皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進することも行政運営の改善を図ります。

町では、2名の行政相談委員が総務大臣から委嘱されており、奇数月の第1水曜日と第3水曜日に上三川いきいきプラザで、定例相談(心配ごとなんでも相談)を開設し相談を受け付けています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

▼相談先Ⅱ

行政相談委員

藤田 猛さん

☎0900-1951-9320

行政相談委員

高田 すみ子さん

☎(56) 2719

▼問い合わせ先Ⅱ

企画課 情報広報係

☎(56) 9117

「P17・P27に関連記事」